

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
瀬戸内町	嘉鉄地区(嘉鉄・蘇刈・伊須)	令和5年3月31日	令和4年12月9日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	36ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14.9ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	3.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	2.46ha

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

本地区は、本町の中でも農業が盛んな地区であり、特に施設果樹(ハッシュンフルーツ・マンゴー)を中心としてたんかんや津之輝などの露地果樹、畜産、野菜などの経営体が多い。新規就農者や新規参入希望者も多いが、農地の利用率が比較的高いため、空いている農地は荒廃農地が多い状況となっている。また、所有者不明農地も多いことから、流動化が困難となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である認定農業者等18経営体を中心となり担うが、新規参入者が円滑に農地の確保等ができるよう、集落内の話し合い等や農地に関する意向調査等を随時実施していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針 (任意記載事項)

--